

議案第1号

富津市工場立地法準則条例の制定について

富津市工場立地法準則条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月29日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

富津地区工業用地における緑地面積率等について、分譲用地の現状等を踏まえ、現行の割合を緩和することにより、進出企業における有効な土地活用及び新たな設備投資を支援する環境を整え、もって地域経済の発展に資するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき条例を制定するものである。

富津市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（以下「市準則」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）において使用する用語の例による。

(区分、区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 市準則を適用する区分、区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 分	区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種 甲区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域	100分の15以上	100分の20以上
第2種 乙区域	第2種甲区域のうち新富	100分の10以上	100分の15以上
第3種 区 域	都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

2 前項の表に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）を算定する場合において、緑地と工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、同表に規定する第2種甲区域にあつては敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合を超

えて、第2種乙区域及び第3種区域にあつては敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(工場等の敷地が2以上の区域にわたる場合の特則)

第4条 特定工場の敷地が第2種甲区域、第2種乙区域、第3種区域又はこれらの区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合については、当該敷地のそれぞれの区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、第2種甲区域、第2種乙区域又は第3種区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る前条第1項の表の規定を当該敷地の全部について適用し、これらの区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該敷地の全部について適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日において既に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等で、市準則を適用する区域に存するもの(以下「既存工場等」という。)について、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合 附則別表第1

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合 附則別表第2

3 第4条の規定は、前項の既存工場等について準用する。この場合において、同条中「特定工場」とあるのは「既存工場等」と、「前条第1項の表の規定」とあるのは「附則別表第1又は附則別表第2の規定」と読み替えるものとする。

附則別表第1（附則第2項関係）

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
第2種 甲区域	$G \geq (P/\gamma)(0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種 乙区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種 区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号の意義は、次に定めるところによる。

- 1 G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
- 2 P 当該変更に係る生産施設的面積
- 3 γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
- 4 G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
- 5 S 当該既存工場等の敷地面積
- 6 G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計
- 7 E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

- 8 E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
- 9 E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

附則別表第2（附則第2項関係）

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第2種 甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - (E_0/S)) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種 乙区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種 区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号の意義は、附則別表第1備考に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 1 n 当該既存工場等が属する業種の個数
- 2 P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積
- 3 γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合